

発表項目 (行事名)	「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」に関する意見の募集について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」について、条例の附則の規定に基づき、道では本年度、条例の施行状況の点検・検証を行うこととしておりますが、その実施に当たり、広く道民の皆様から意見を伺うため、次のとおり意見募集を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意見募集の内容 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」に関する意見</li> <li>○ 意見等の募集期間 令和元年(2019年)11月5日(火)から12月5日(木)まで</li> <li>○ 意見の提出方法・提出先 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見募集用紙又は任意の様式により、郵送、ファックスまたはメールにて北海道農政部食の安全推進局食品政策課あて提出</li> <li>・ 意見の提出先 郵送：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 FAX：011-232-7334 メール：shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp</li> </ul> </li> <li>○ 意見募集に当たっての参考資料の縦覧・配布 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農政部食の安全推進局食品政策課内及びホームページにて資料を縦覧。 (<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/syokuan/r01jourei-iken.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/syokuan/r01jourei-iken.htm</a>)</li> <li>・ 希望者に対しては参考資料を郵送。</li> </ul> </li> <li>○ 意見募集要領及び意見募集用紙 別紙のとおり</li> </ul>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多数のご意見・ご要望をお待ちしていますので、広く道民の皆さんへの周知、積極的な報道をお願いします。</li> <li>・ 意見募集に当たっての参考資料は、道ホームページにて公開しています。 (<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/syokuan/r01jourei-iken.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/syokuan/r01jourei-iken.htm</a>)</li> </ul>		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	農政部食の安全推進局食品政策課連携・安全グループ(大脇、平野) TEL 011-231-4111 (内線27-694、27-695)		
-------------	---	--	--

**「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の  
施行状況等に関する意見募集要領**

令和元年（2019年）11月1日

道では、遺伝子組換え作物と一般作物の交雑及び混入を防止し、遺伝子組換え作物の開放系での栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防止するとともに、産業活動と農業生産活動との調整を図り、もって道民の健康と本道の産業の振興に寄与することを目的として、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」（GM条例）を平成17年（2005年）3月に制定、平成18年（2006年）1月に施行するとともに、交雑混入防止措置基準など関係する規定を定めています。

GM条例については、その附則により、施行後3年間を経過した場合及び平成21年（2009年）4月から起算して5年を経過するごとに社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされており、本年度、道ではGM条例の点検・検証を行うこととしておりますが、その実施に当たり、道民の皆様からの御意見を募集します。

**1 意見募集の内容**

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」に関する意見

**2 参考資料**

参考資料1 遺伝子組換え作物をめぐる情勢

参考資料2-1 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（概要）

参考資料2-2 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例

参考資料2-3 平成17年9月9日付け北海道告示第670号（交雑混入防止措置基準）

**3 参考資料の縦覧及び配付場所**

(1) ホームページ (<http://www.pref.hokkaido/lg.jp/ns/shs/shokuan/r01jourei-iken.htm>)

(2) 北海道農政部食の安全推進局食品政策課内（札幌市中央区北3条西6丁目 道庁7階）

※希望者には参考資料を郵送しますので、お問い合わせください。

**4 意見の提出方法**

別紙意見募集用紙又は任意の様式により、郵便、ファックスまたは電子メールでお寄せください。任意の様式による場合は、住所、氏名（団体・法人の場合はその名称）及び電話番号を記載してください。

**5 意見の提出先**

北海道農政部食の安全推進局食品政策課あて、ご提出ください。

(1) 郵便の場合 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(2) ファックスの場合 011-232-7334

(3) 電子メールの場合 shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp

**6 意見等の募集期間**

令和元年（2019年）11月5日（火）から12月5日（木）まで（郵送については当日消印有効）

**7 その他**

(1) 意見は、日本語を使用してください。

(2) 意見用紙の枚数は問いませんが、意見が長文にわたる場合や膨大な資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出するとともに、郵送により提出してください。

(3) いただいた意見は、条例の点検・検証及び両計画の策定に当たっての参考とさせていただきます。なお、住所、氏名（法人・団体名）、電話番号は公表しません。

(4) 電子メールにて提出の場合、受理後3日以内（土・日曜日、休日を除く）に受付の確認メールを送信しますので、確認メールが届かない場合は、お問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

北海道農政部食の安全推進局食品政策課 連携・安全グループ

電話：011-231-4111 内線（27-694・27-695）

ファックス：011-232-7334

電子メール：shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp

(意見募集用 用紙)

## 北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例に関する意見

○ 住 所 〒 —

○ 電話番号： —

○ 氏 名

(法人・団体名)

提出先・問合せ先

北海道農政部食の安全推進局食品政策課 連携・安全グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電 話 011-231-4111 (内線27-694、27-695)

直通電話 011-204-5430

F A X 011-232-7334

E-mail shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.jp

※任意の様式により提出する場合は、住所、氏名（法人・団体名）、連絡先をご記載ください。